

(8) 奈良教育大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 281 号)

令和 7 年 1 月 29 日教育大規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項の規定、並びに奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号。以下「学則」という。)第 80 条第 2 項、第 99 条第 2 項及び第 111 条第 2 項の規定に基づき、奈良教育大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位論文の提出)

第 2 条 学則第 98 条第 1 項の学位論文並びに同条第 3 項の作品及び関連論文(以下「学位論文等」という。)は、学長に提出するものとする。

(学位研究報告書の提出)

第 2 条の 2 学則第 110 条の学位研究報告書は、学長に提出するものとする。

(修士課程の審査及び最終試験)

第 3 条 学長は、第 2 条の学位論文等を受理したときは、教授会に当該学位論文等の審査及び最終試験の実施を付託するものとする。

2 教授会は、前項の付託を受けたときは、研究指導教員を含む教員 3 名以上をもって構成する審査委員会を設置し、これに当該学位論文等の審査及び最終試験を実施させるものとする。

3 審査委員会に主査 1 名及び副査 2 名以上を置くものとする。主査は研究指導教員をもって充て、副査はその他の審査委員をもって充てるものとする。

4 審査委員会が当該学位論文の審査にあたり、必要があると認めたときは、教授会の議を経て、審査協力者として他の大学院その他の研究機関等の教員等の協力を得ることができるものとする。

5 最終試験は、口述又は筆記により行うものとする。

(専門職学位課程の審査及び最終試験)

第 3 条の 2 学長は、第 2 条の 2 に定める学位研究報告書を受理したときは、教授会に学位研究報告書の審査及び最終試験の実施を付託するものとする。

2 教授会は、前項の付託を受けたときは、指導教員を含む教員 3 名以上をもって構成する審査委員会を設置し、これに学位研究報告書の審査及び最終試験を実施させるものとする。

3 審査委員会に主査 1 名及び副査 2 名以上を置くものとする。主査は指導教員をもって充て、副査はその他の審査委員をもって充てるものとする。

4 最終試験は、口述又は筆記により行うものとする。

(教授会への報告)

第 4 条 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験を終了したときは、その結果を教授会に様式第 1 号により報告しなければならない。

2 審査委員会は、学位研究報告書の審査及び最終試験を終了したときは、その結果を教授会に様式第1号の2により報告しなければならない。

(議決)

第5条 教授会は、前条の報告に基づき、修士及び教職修士の学位の授与について議決する。

2 前項の議決には、出席構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(審査結果の報告)

第6条 教授会は、前条の規定により、修士の学位授与に関する議決を行ったときは、その氏名、学位論文審査の要旨及び結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会は、前条の規定により、教職修士の学位授与に関する議決を行ったときは、その氏名及び学位研究報告書の審査の要旨及び結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の様式)

第7条 学則第80条第1項の規定により授与する学位の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 学則第99条第1項の規定により授与する学位の様式は、様式第3号のとおりとする。

3 学則第111条第2項の規定により授与する学位の様式は、様式第4号のとおりとする。

(学位の名称の使用)

第8条 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いるときは、当該学位名に「奈良教育大学」の名称を付記するものとする。

(学位の授与の取消)

第9条 修士及び教職修士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を還付させることがある。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (略)

様式第2号（学位規則第7条第1項）

		第		号	
大学印		卒業証書・学位記			
		氏		名	
		年		月 日生	
本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（教育）の学位を授与する					
令和 年 月 日					
奈良教育大学長		氏		名	
				印	